

代々木八幡商店会へのご加入のご案内

**新しくこの地域にご出店になりました皆様を
代々木八幡商店会は我々の仲間として歓迎致します。**

- ◎お仕事の内容はそれぞれに違いますが、私たちと共に同じ地域の中で営業をされるわけですので、ぜひ当商店会にご加入下さいますようご案内致します。
- ◎我々の商店会は仲間を大事にし、共に仲良くそれぞれが発展するために協力を大切にしてきました。
例年それぞれの会員が色々なイベントを計画して少しでも商店会とみなさんの発展につなげる事ができるよう努力致しております。
- ◎最近新しい会員も増え、ますます活気も盛り上がりしており地域性を大切にしたい商店街づくりを心がけています。
- ◎七夕フェスティバルは、地域の人たちに根付いたものになって大変な盛況を見えています。
- ◎青年部の部員の協力も商店会の発展を盛り上げ、楽しみのひとつです。
- ◎新しい皆様のご加入をお勧めするために当商店会の規約を添付してありますので、ご覧の上ご加入下さいますようご案内致します。

代々木八幡商店会 会長 森口 英晴

※商店会費 1ヶ月 3,500円

※任意加入 ☆青年部 1ヶ月 1,000円

入会申込書

平成 年 月 日

代々木八幡商店会会長殿

貴商店会への入会を希望致し、申込書を提出
致します。

会社名 (店名)

住所

電話

()

代表者 (店長)

緊急連絡先

代々木八幡商店会規約

第一章 各称と組織

第1条 本会は代々木八幡商店会と称する。

第2条

- (1) 代々木八幡商店街およびその周辺で事業を行う者は本会に入会しなければならない。
- (2) 会員は本会の目的を理解し、会務運営に積極的に参加、協力しなければならない。
- (3) 本会の目的に添わない者、またはその他正当な理由があるときは、役員会の議決により入会申し込みを拒否できるものとする。

第3条 本会の事務所は会長の事業所または自宅に置く。

第二章 目的と事業

第4条 本会は会員の事業振興、会員相互の親睦と理解、調和のある明るい街づくりに寄与し、地域社会に貢献することを目的とし、この目的に添って次の事業を行うものとする。

- (1) 中元、歳暮の時期に各種イベントの主催
- (2) 街路の管理、街路灯の設置運営
- (3) 研修会、講習会、研究会、見学会等の実施
- (4) 各種レクリエーションの実施
- (5) 青年部および婦人部の助成
- (6) 都、区、町会、その他の団体行事への参加並びに協力
- (7) 地域の防火、防災、防犯、救護等に協力
- (8) その他本会の目的に添った事業

第三章 役員と任期

第5条 本会に下記の役員を置く。

○会長1名 ○副会長4名 ○会計4名内（以上三役という）

○庶務4名 ○監査1名

第6条 顧問および相談役は、会長が推薦し役員会の議決を経て委託することができる。但し、その任期は当該会長の任期期間とする。

第7条

- (1) 役員は総会において会員の中より選出する。
- (2) 会長は役員の内選により選出する。
- (3) 役員は会員の投票により選出する。
- (4) 前項により役員20名（若干名補充する事ができる）を選出して役員会を構成し、役員会の話し合いまたは選挙により役職を決定する。
- (5) 会長及び役員の内選は一期2年とし、再選をさまたげない。
- (6) 役員はすべての任期を満了しても後任者が決定するまではその役職を継続するものとする。
- (7) 役員がその任期中に本人の内選の申し出、またはその他やむを得ない事情が生じたときは、役員会の議決によりその役員の内選を解くか、役職の内選を変更をすることができる。
- (8) 役員の内選に欠員が生じたときは役員会の議決により新たに役員の内選を選任できる。但し、新任役員の内選は前任者の任期を継承するものとする。

第8条

- (1) 会長は本会を代表して会務を総理する。
副会長は会長を補佐し会長支障ある時はこれを代行する。
役員は本会の業務を分担執行する。

第四章 会 議

第9条 本会の会議は次の通り。

○定期総会 ○臨時総会 ○定例会 ○役員会

第10条 定期総会は毎年1回4月開催を原則とする。

第11条 臨時総会は役員会に於いて必要と認めるとき随時開催する。

第12条

(1) 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。

(2) 総会は出席者の過半数をもって議決する。
但し賛否同数のときは議長がこれを決する。

第13条 役員会は必要に応じ会長が召集する。

第五章 会 計

第14条 本会は会費、寄付金及びその他をもって運営する。

第15条

(1) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(2) 新規の予算が成立するまでの間は前年度予算により運営する。

第16条

(1) 本会の会費は月額3,500円とする。

(2) 会費の集金は会員相互の持ち回りとする。

第17条 附 則

(1) 弔慰費は以下の通りとする。

○会員の代表者10,000円 ○会員の家族5,000円
状況に応じて献花する。

○その他は三役の会議で適宜決定する。

(2) 慶祝および見舞金は5,000円より10,000円の範囲内とし、役員会が適正な額を決定する。

第18条 本規約変更は総会の決議を要する。

第19条 本規約は平成20年4月1日より実施する。

Eタイプ専用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収) (加)

(兼 預金口座振替申込書)

年 月 日

収納企業名

日本システム収納株式会社 (NSS)

2200

| | | | | |
|---------------|-----------------------------|---------------------|-----|------------|
| ゆうちょ銀行以外の金融機関 | 金融機関名 | 銀行 | 支店名 | 支店御中 |
| | | 信託銀行 | | |
| | | 信用金庫 | | |
| | | 信用組合 | | |
| | | その他 | | |
| 預金種目 | 1. 普通(総合) 2. 当座 | 口座番号(右づめ7桁でご記入ください) | | |
| フリガナ | (法人の場合は代表者名・肩書きのフリガナは不要です。) | | | |
| 口座名義人 | ※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。 | | | |
| | | | | 金融機関へのお届出印 |
| | | | | 印 |

振替日 08日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

| | | | | |
|---------|-----------------------|---------|--------------|-----------|
| ゆうちょ銀行 | 種目コード | 契約種別コード | 通帳記号(左づめ) | 通帳番号(右づめ) |
| | 1 | 6 | 6 | 3 |
| | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | の | | | |
| | 口座名義人 | お届出印 | | |
| 払込日 | 08日 (ただし非営業日の場合は翌営業日) | | | |
| 払込先口座番号 | 00970-6-15938 | 払込先加入者名 | 日本システム収納株式会社 | |

お届出印をご捺印ください。

| |
|---------|
| 金融機関受付印 |
|---------|

取扱店日附印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約(ゆうちょ銀行は除く)のうえ依頼します。

－預金口座振替規定－ (ゆうちょ銀行は除く)

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻しのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

| | | | |
|---------|-------------------------|---------|------|
| 金融機関使用欄 | (不備返却事由) | 検印 | |
| | 1. 預金取引なし | 3. 印鑑相違 | |
| | 2. 記載事項等相違 | 4. その他 | 印鑑照合 |
| | (店名、預金種目、口座番号、口座名義(備考)) | () | 受付印 |

【収納企業使用欄】

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 郵便番号 | 〒 |
| ご住所 | |
| 電話番号 | () |
| 申込者 | 印 |
| 下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容について同意します。 | |

お申込者様が必ずご記入、ご捺印ください。

＜個人情報の取扱いについて＞

当団体は個人情報を業務の維持・管理およびサービスのご提供・ご案内、当団体業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために使用します。また、当団体は右記の目的のために、当申込書に記載の個人情報を日本システム収納株式会社に提供します。なお、今後、個人情報に変更等が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

《日本システム収納株式会社への提供目的》

- ①口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務
- ②上記①に関する運営管理、商品・サービスの充実
- ③その他上記①～②に関連・付随する業務



| | | | |
|--------|----------|-------|---------|
| 団体名 | 代々木八幡商店会 | 団体コード | 0939532 |
| 加入者コード | | 所属コード | |

<不備返送先(金融機関用)>
 〒564-8523
 吹田市江坂町1丁目23番101号
 日本システム収納株式会社
 電話 (06) 6386-6702

<預金口座振替依頼書 ご記入方法について（団体用）>

（NSS口座振替汎用依頼書用）

■必ず「預金口座振替依頼書」の原本を団体様へご提出ください。

個人事業主用記入見本

いずれかを選択

| 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（取 加） （兼 預金口座振替申込書） | | 2019年10月1日 | |
|--|--|--|----------------------|
| 収納企業名 日本システム収納株式会社（NSS） | | 2200 | |
| ゆうちょ銀行以外の金融機関 | 金融機関名 みずほ | 銀行 信託銀行 信用金庫 信用組合 その他 | 支店名 大手町 支店御中 |
| | 預金種目 1. 普通(組合) 2. 当座 | 口座番号(右づめ7桁でご記入ください) 1 2 3 4 5 6 7 | |
| 7597 | エヌエスセイカ ダイヒョウ ニホンタロウ (法人の銀行は代表者名・別冊のフリガナは本欄です。) エヌエス生花 代表 日本 太郎 | | 金融機関へのお届出印 |
| 口座名義人 | ※法人の場合は必ず代表者名・別冊をご記入ください。 | | 印 |
| 振替日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) | | | |
| ゆうちょ銀行 | 種目コード 1 6 6 3 0 1 | 通帳記号(左づめ) | 通帳番号(右づめ) |
| | お届出印を ご捺印ください。 | 金融機関受付印 | |
| お届出印 | お届出印 | | 受取日附印 |
| 私込日 | 27日(ただし非営業日の場合は翌営業日) | | |
| 私込先 口座番号 | 00970-6-15938 | 私込先 加入者名 | 日本システム収納株式会社 |
| <p>ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込設定が適用されます。私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私の商の上記預金口座から預金口座振替（自動払込）によって支払うこととしたいので預金口座振替設定を依頼（ゆうちょ銀行は除く）のうえ依頼します。</p> <p>一 預金口座振替規定（ゆうちょ銀行は除く）</p> <ol style="list-style-type: none"> 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのお支払ってください。この場合、預金庫定または当該金融機関の定めにかかわらず、現金通知、同様に請求書の書出または小切手の提出はしません。 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（口座貸付を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を送戻してもさしつかえありません。 この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間においてわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。 この預金口座振替についてかりに紛争が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には関係ありません。 | | | |
| 【収納企業使用欄】 | | <p>（不備返却事由）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金取引なし 2. 記帳事項等相違 3. 印鑑相違 4. その他 <p>（印名、預金種目、口座番号、口座名義）</p> <p>金融機関使用欄</p> <p>印 印鑑相合 受付印</p> | |
| ご住所 | 郵便番号 561 - 8523 吹田市江坂町1-23-101 電話番号 (06) 6386-5702 | | お申込者様が必ずご記入、ご捺印ください。 |
| 申込者 | エヌエス生花 代表 日本 太郎 下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容について同意します。 | | |
| <p><個人情報の取扱いについて></p> <p>当団体は個人情報保護法第17条第1項および第23条第1項に基づき、当団体の業務遂行に必要と認められる範囲内において、お客様の個人情報を取得し、その取扱いを行います。また、当団体は必要と認められる範囲内において、お客様の個人情報を第三者に提供いたします。なお、今後、個人情報に重大な変更が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。</p> <p>【日本システム収納株式会社への振替日付】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①口座振替等による現金引当戻金、②5等による現金引当戻金、その他の等額引当戻金 ③上記①に際する請求書、④上記②の請求書、⑤その他の請求書 | | | |
| 団体名 | 団体コード | <p><不備返却先(金融機関用)> 〒564-8523 吹田市江坂町1丁目23番101号 日本システム収納株式会社 電話 06 6386-5702</p> | |
| 加入者コード | 所属コード | | |

<預金口座振替依頼書 ご記入方法について（団体用）>

（NSS口座振替汎用依頼書用）

■必ず「預金口座振替依頼書」の原本を団体様へご提出ください。

法人用記入見本

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収 加）

（兼 預金口座振替申込書）

2019年 10月 1日

2200

| | | | |
|---------------|---|------|------|
| 収納企業名 | 日本システム収納株式会社（NSS） | | |
| ゆうちょ銀行以外の金融機関 | 金融機関名 | みずほ | 支店名 |
| | 銀行 | 信託銀行 | 大手町 |
| | 信用金庫 | | 支店御中 |
| | 信用組合 | | |
| | その他 | | |
| 預金種目 | 1. 普通（総合） 2. 当座 口座番号（つづめてご記入ください） | | |
| 7337 | 1 2 3 4 5 6 7 | | |
| 口座名義人 | エヌエスジョウジ（カ） （仮人の場合は代表者名・肩書きのフリガナは不要です。） エヌエス商事株式会社 代表取締役 日本 太郎 | | |
| |  | | |
| | ※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。 | | |

振替日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

| | | | |
|-------------|---------|-----------|-----------|
| 種目コード | 契約種目コード | 通帳記号（左づめ） | 通帳番号（右づめ） |
| 1 6 6 3 0 1 | | | |

お届出印を
ご捺印ください。

金融機関受付印

ゆうちょ銀行

払込日 27日（ただし非営業日の場合は翌営業日）

払込先 口座番号 00970-6-15938 払込先 加入者名 日本システム収納株式会社

ゆうちょ銀行

【収納企業用紙】

郵便番号 564 - 8523

ご住所 吹田市江坂町1-23-101

電話番号 (06) 6386-5702

申込者 エヌエス商事株式会社 代表取締役 日本 太郎

下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容について同意します。

お申込者様
必ずご記入、
ご捺印ください。

（不備返却事由）

1. 預金取引なし 3. 印鑑相違

2. 記載事項等相違 4. その他

（名、預金種目、
口座番号、口座名義
（備考）

金融機関使用欄

捺印

印鑑相違

受付印

＜個人情報取扱いについて＞

当団体は個人情報保護法第23条第2項第1号の「提供」に該当する個人情報の取扱いを行います。また、当団体は特定の目的のために、当該個人情報を日本システム収納株式会社に提供します。なお、今後、個人情報に変更が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

【日本システム収納株式会社への提供目的】

①口座振替等による資金代行業務、徴収等による料金代行業務、その他の事務代行業務

②上記①に関する請求管理、商品・サービスの充実

③その他①②～④に附属・付随する業務

| | | | |
|--------|--|-------|--|
| 団体名 | | 団体コード | |
| 加入者コード | | 所属コード | |

＜不備返却先（金融機関用）＞
〒564-8523
吹田市江坂町1丁目23番101号
日本システム収納株式会社
電話 06-6386-5702

いずれかを選択